

## チェーンソーよもやま話

これからシリーズで、チェーンソーに関する様々なお話をさせて頂きます。

但し、お話しする内容には、私見も含まれていることをご了承ください。

### 第2話

#### 《安全講習》

企業に雇われて伐木作業に従事する方は、「チェーンソーによる伐木等特別教育」を受ける必要があります。

この講習は、労働安全衛生法に基づいて安全に伐倒作業を行うために設けられている制度で、18時間(3日間)、料金 18,000 円位をかけてこの講習を受けないと、従業員を伐木の業務につけてはならないとされています。(個人的にチェーンソーを使用するのであれば必要なし)

但し、この講習は事故を起こさず安全に作業を行うためのものであって、決して伐倒の技量を高めるための講習ではありません。

いわば、受講者は免許とりたての若葉マークのドライバーのようなもの。免許証はもらったけれど運転はハラハラドキドキ。スムーズな走りをこなすにはこれからまだまだ練習が必要な状態です。

ところがどう勘違いしたのか、この講習で技量が付いたと言わんばかりに『先日「伐木等の業務」に関する特別教育を完了した者が作業しました』と動画をアップされておられる方もいます。

<https://www.youtube.com/watch?v=1chhVwSqiLo> (ご覧の通り伐倒手法も適切でなく危険極まりません)

「チェーンソーによる伐木等特別教育」の意味と意義をどうぞ勘違いされませんように。

誤解のないように申し上げますが、「チェーンソーによる伐木等特別教育」は必要ないと言っている訳ではありませんよ。

そして、技量を高めたい方は、「森づくり・奈良クラブ」に入会され、しっかりと学習されることをお勧めします。(まずはメールでご連絡下さい gvnc●nifty.com) ※●印は@に書き換えて

